

高松家庭裁判所

種別	事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳		
					項	
本表共通	相手方が増えるごとに加算(1名分)			10円×1枚 84円×1枚 140円×1枚		
別表第二調停	婚姻等	1	夫婦間の協力扶助に関する処分	①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書)		
		2	婚姻費用の分担に関する処分	①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人の収入関係の資料(源泉徴収票、給料明細、確定申告書等の写し)		
		3	子の監護に関する処分	子の監護者の指定	①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書)	
				面会交流	①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書)	
				養育費	①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人の収入関係の資料(源泉徴収票、給料明細、確定申告書等の写し) ③増額・減額の場合、従前の取り決めの内容が分かる書面	
	4	財産の分与に関する処分	①離婚時の夫婦の戸籍謄本(離婚により夫婦の一方が除籍された記載のあるもの) ②財産に関する資料(不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金通帳写し(残高証明書でも可)等)	1円×5枚 2円×5枚 10円×8枚 84円×6枚 100円×2枚 140円×1枚		
	5	離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	<p>【共通】</p> <p>①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>③被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>④相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑤相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑥財産に関する証明書(不動産登記事項証明書、墓地の使用権の証明書等)</p> <p>【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】</p> <p>⑦死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【相続人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】</p> <p>⑦被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑧被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑨死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑩代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p>			
	親子	6	離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	<p>【共通】</p> <p>①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>③被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>④相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑤相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑥財産に関する証明書(不動産登記事項証明書、墓地の使用権の証明書等)</p> <p>【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】</p> <p>⑦死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【相続人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】</p> <p>⑦被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑧被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑨死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑩代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p>	1円×5枚 2円×5枚 10円×8枚 84円×6枚 100円×2枚 140円×1枚	

種別	項	事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
親権	7	養子の離縁後に親権者となるべき者の指定		①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書)	1円×5枚 2円×5枚 10円×8枚 84円×6枚 100円×2枚 140円×1枚
	8	親権者の指定又は変更		①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書)	1円×5枚 2円×5枚 10円×8枚 84円×6枚 100円×2枚 140円×1枚
扶養	9	扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消し		①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③扶養義務者が他の扶養義務者を相手方とする場合、扶養権利者の戸籍謄本(全部事項証明書)	1円×5枚 2円×5枚 10円×8枚 84円×6枚 100円×2枚 140円×1枚
	10	扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し		①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③扶養義務者が他の扶養義務者を相手方とする場合、扶養権利者の戸籍謄本(全部事項証明書)	1円×5枚 2円×5枚 10円×8枚 84円×6枚 100円×2枚 140円×1枚
相続	11	相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定		【共通】 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ⑤相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥財産に関する証明書(不動産登記事項証明書, 基地の使用権の証明書等)	1円×5枚 2円×5枚 10円×8枚 84円×6枚 100円×2枚 140円×1枚
				【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】 ⑦死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例: 相続人が祖母の場合, 父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【相続人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】 ⑦被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑧被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑨死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑩代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	1円×5枚 2円×5枚 10円×8枚 84円×6枚 100円×2枚 140円×1枚
遺産の分割	12	遺産の分割		【共通】 ①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ③被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④相続人全員の住民票又は戸籍附票(本籍の記載のあるもの) ⑤遺産に関する証明書(不動産登記事項証明書及び固定資産評価証明書, 預貯金の通帳写し(残高証明書でも可), 有価証券写し等)	【本庁・土庄出張所】 1円×5枚 2円×5枚 10円×8枚 84円×6枚 100円×2枚 140円×1枚 当事者1名増につき 10円×6枚 84円×2枚 100円×2枚
				【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】 ⑥死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例: 相続人が祖母の場合, 父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【相続人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】 ⑥被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑧死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑨代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	【丸亀・観音寺支部】 1円×5枚 2円×5枚 10円×10枚 20円×5枚 84円×10枚 100円×2枚 140円×1枚 当事者1名増につき 1円×2枚 2円×2枚 10円×5枚 84円×5枚 100円×1枚 140円×1枚
				⑥死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例: 相続人が祖母の場合, 父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	
	13	遺産の分割の禁止		遺産の分割と同じ。	100円×1枚 140円×1枚
	14	寄与分を定める処分		遺産分割事件が既に係属している場合、申立添付書類は不要です。係属していない場合は、遺産の分割と同じです。	
特別の寄与	15	特別の寄与に関する処分		①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③被相続人の戸籍謄本(全部事項証明書)	1円×5枚 2円×5枚 10円×8枚 84円×6枚 100円×2枚 140円×1枚

別表第二調停

種別	項	事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
厚生年金保険法等	16	請求すべき按分割合に関する処分(年金分割)		①年金分割のための情報通知書(離婚日が記載されたもの)	1円×5枚 2円×5枚 10円×8枚 84円×6枚 100円×2枚 140円×1枚
			別表第二審判		別表第二調停の郵便切手額に、1194円分×当事者数を加える。
一般調停			夫婦関係円満調整	①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書)	1円×5枚 2円×5枚 10円×8枚 84円×6枚 100円×2枚 140円×1枚
			離婚	①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) ②年金分割割合についての申立てが含まれている場合は、年金分割のための情報通知書	
			内縁関係円満調整	申立の段階では、特になし	
			内縁関係解消調整	申立ての段階では、特になし (年金分割割合についての申立てが含まれている場合は、年金分割のための情報通知書)	
			婚姻予約(履行請求)	申立の段階では、特になし	
			慰謝料	申立の段階では、特になし	
			離婚後の紛争調整	申立の段階では、特になし	
			親族間の紛争調整	申立の段階では、特になし	
			離縁	①養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍謄本(全部事項証明書) ③養子が未成年の場合、離縁後に親権者となる者の戸籍謄本(全部事項証明書)	
			特有財産の返還、引渡し	申立の段階では、特になし	
			遺留分減殺請求	【共通】 ①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ③被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④不動産登記事項証明書 ⑤遺言書写し又は遺言書の検認調査謄本の写し 【相続人に第二順位相続人(直系尊属)が含まれている場合】 ⑥相続人が父母の場合で、父母の一方が死亡しているときは、その死亡の記載のある戸籍(又は除籍、改製原戸籍)の謄本(全部事項証明書) ⑦相続人が祖父母、曾祖父母の場合は、他に死亡している直系尊属(ただし、相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る。)があるときは、その直系尊属(例:祖母が相続人である場合、祖父と父母)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	
遺産に関する紛争調整	①申立人の戸籍謄本 ②相手方の戸籍謄本 ③被相続人の戸籍(又は除籍)謄本 ④遺産に不動産がある場合、不動産登記事項証明書				
			婚姻無効	①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) ②婚姻届の記載事項証明書 ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等)	1円×5枚 2円×5枚 10円×8枚 84円×6枚 100円×2枚 140円×1枚 1194円分×当事者数
			婚姻取消し	①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書)	
			協議離婚無効	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ④離婚届の記載事項証明書	

種別	事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
277 条 審 判		協議離婚取消し	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書)	1円×5枚 2円×5枚 10円×8枚 84円×6枚 100円×2枚 140円×1枚 1194円分×当事者数
		養子縁組無効	①養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ④養子縁組届の記載事項証明書	
		養子縁組取消し	①養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍謄本(全部事項証明書)	
		協議離縁無効	①養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ④養子離縁届の記載事項証明書	
		協議離縁取消し	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書)	
		父の確定	①子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合、子の出生証明書写し) ②母及び母の配偶者の戸籍謄本 ③母の前配偶者の戸籍謄本(全部事項証明書)	
		嫡出否認	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本(全部事項証明書)が必要)	
		認知	①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③離婚後300日以内に出生した出生届未了の子に関する申立ての場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本(全部事項証明書)	
		認知無効	①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②認知者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ④認知届の記載事項証明書	
		認知取消し	①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②認知者の戸籍謄本(全部事項証明書)	
		親子関係不存在確認	①子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本(全部事項証明書)が必要) ②不存在確認を求める親の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等)	